

改正

平成28年 3 月30日規則第18号

豊見城市複合型福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則

豊見城市複合型福祉施設条例施行規則（平成14年豊見城市規則第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、豊見城市複合型福祉施設の設置及び管理に関する条例（平成22年豊見城市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（指定管理者の公募等）

第 3 条 市長は、条例第 3 条の規定により指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募する。

- （1） 施設等の概要
- （2） 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- （3） 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- （4） 条例第 6 条の申請の資格及び方法
- （5） 条例第 7 条の規定による選定の基準
- （6） その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項に規定する指定管理者の公募をするときは、豊見城市役所掲示場又は市の広報若しくはホームページへの掲載等必要な措置を講ずるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第 4 条 条例第 6 条の規定による指定を受けようとするものは、豊見城市複合型福祉施設指定管理者指定申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書面を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- （1） 施設の管理運営に関する事業計画書
- （2） 申請資格を有していることを証する書面であつて、次に定めるもの

ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本

イ 法人以外の団体にあつては、団体の代表者の身分証明書

ウ 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書面

エ 申請書を提出する日の属する事業年度（以下「事業年度」という。）の国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

(3) 施設の管理に係る収支予算書

(4) 法人等の経営状況を証明する書面であつて、次に定めるもの

ア 前事業年度の収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに類する書面（既に財産的取引活動をしている法人等のみ。ウにおいて同じ。）

イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに類する書面（作成しているもののみ。）

ウ 事業年度の収支予算書及び事業計画書

エ 事業報告書を作成している場合にあつては、当該報告書

オ 法人等の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書面又はこれらに類する書面

カ その他市長が必要と認める書面

2 前項第1号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 管理の基本方針

(2) 業務運営計画

(3) 事務管理計画

(4) 安全対策計画

(5) その他管理運営に関する計画

(選定結果の通知)

第5条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者の選定をしたときは、法人等に対し、豊見城市複合型福祉施設指定管理者選定結果通知書（様式第2号）により通知する。

(再度の選定)

第6条 市長は、前条の通知をした後、条例第7条において選定した指定管理者の候補者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事態が生じたときは、その選定を取り消し、条例第6条の規定により申請したもの（当該候補者を除く。）の中から再度指定管理者の候補者を選定することができる。

2 市長は、前項の規定により選定を取り消すときは、当該指定管理者の候補者に対し、豊見城市複合型福祉施設指定管理者選定取消通知書（様式第3号）により通知する。

3 市長は、第1項の規定により再度の選考を行ったときは、新たに選定された指定管理者の候補

者に対し、豊見城市複合型福祉施設指定管理者再選定結果通知書（様式第4号）により通知する。

（公募によらない指定管理者の候補者の選定等）

第7条 市長は、条例第1条の規定による施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、公共団体又は公共的団体に管理を行わせることにより事業効果が相当程度期待できるときは、第3条の規定によらず、当該公共団体又は公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を選定しようとするときは、条例第7条各号に掲げる選定基準によるものとする。

（指定管理者の指定）

第8条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者の指定をしたときは、速やかに指定管理者に対し、豊見城市複合型福祉施設指定管理者指定書（様式第5号）を交付する。

（協定の締結）

第9条 市長は、指定管理者と施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）指定期間に関する事項
- （2）施設の利用手続等に関する事項
- （3）事業計画に関する事項
- （4）事業報告及び業務報告に関する事項
- （5）管理費用に関する事項
- （6）指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- （7）管理業務を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
- （8）事故及び損害の賠償に関する事項
- （9）その他市長が必要と認める事項

（事業報告書の様式）

第10条 条例第8条の事業報告書は、豊見城市複合型福祉施設指定管理者事業報告書（様式第6号）によるものとする。

（指定の取消し等）

第11条 市長は、条例第9条の決定を命ずるときは、豊見城市複合型福祉施設指定管理者指定取消等命令書（様式第7号）により行う。

（休館日等）

第12条 指定管理者は、条例第11条ただし書の規定により休館日を定め、又は第12条ただし書の規定により利用時間を変更するときは、豊見城市複合型福祉施設休館日等承認申請書（様式第8号）により市長の承認を受けなければならない。

（利用の許可）

第13条 条例第13条第1項の規定により、施設を利用しようとするものは、別に指定管理者が定める利用の申請に係る書面により指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、条例第13条第3項の規定により利用の許可を行わなかったときは、当該利用の許可を与えられなかったものに対し、指定管理者が別に定める利用の不許可に係る書面にその理由を記載して通知しなければならない。

3 前2項及び条例第13条に定めるもののほか、利用の許可又は変更に関し必要な事項は、指定管理者が別に定める。

（施設の利用）

第14条 前条の規定により許可を受けたものは、利用証又は許可証を所定の場所に提示しなければならない。

（利用料）

第15条 施設の利用料は、無料とする。ただし、利用者が自ら使用する教材、飲食等の実費は利用者負担とする。

（その他）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第18号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

豊見城市複合型福祉施設指定管理者指定申請書	
年 月 日	
豊見城市長 殿	
申請者	郵便番号 住所 団体名 (ふりがな) 代表者氏名 電話番号
豊見城市複合型福祉施設の設置及び管理に関する条例第6条の規定により、次のとおり申請します。	
指定を受けようとする公の施設	豊見城市複合型福祉施設（真嘉部コミュニティセンター）
申請者の区分	☐ 法人 ☐ 法人以外の団体
添 付 書 類	
申請資格に関する書面	☐ 登記簿謄本 ☐ 代表者の身分証明書 ☐ 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書面 ☐ 国税及び地方税の納税証明書 ☐ 納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
施設の管理に係る収支予算書	☐ 豊見城市複合型福祉施設の管理に係る収支予算書
法人等の経営状況を証明する書面	☐ 前事業年度の収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに類する書面 ☐ 前事業年度の貸借対照表等 ☐ 前事業年度の財産目録等 ☐ 事業年度の収支予算書 ☐ 事業年度の事業計画書 ☐ 事業報告書 ☐ 法人等の役員名簿 ☐ 組織に関する事項について記載した書面 ☐ その他市長が必要と認める書面 []

(注) 1 □のある欄は、該当する事項の□内にレ印を記入して下さい。

2 「申請資格に関する書面」は、法人にあっては代表者の身分証明書、法人以外の団体にあつては登記簿謄本の提出を要しない。

様式第2号（第5条関係）

豊見城市複合型福祉施設指定管理者選定結果通知書 第 号 年 月 日 様 豊見城市長 印 年 月 日付けで申請のありました指定管理者の候補者の選定については、 豊見城市複合型福祉施設の設置及び管理に関する条例第7条の規定により、次のとおり 選定しましたので通知します。	
公の施設の名称	真嘉部コミュニティセンター
公の施設の所在地	豊見城市字根差部 375 番地 2
選定した法人等	
選定した理由	

様式第3号 (第6条関係)

豊見城市複合型福祉施設指定管理者選定取消通知書

第 34 號 達達城市見豐

様

年 月 日付け 第 号にて通知した指定管理者の候補者の選定については、豊見城市複合型福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則第 6 条第 1 項の規定により次のとおり取り消したので、同条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

曹見城市長

取消しの内容	
上記の取消しをした理由	
備 考	
教示 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊見城市に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊見城市を被告として（訴訟において豊見城市を代表する者は豊見城市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。	

様式第4号（第6条関係）

豊見城市複合型福祉施設指定管理者再選定結果通知書

第 年 月 号
年 月 日

様

豊見城市長

印

年 月 日付けで申請のありました指定管理者の候補者の選定については、豊見城市複合型福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第1項の規定により次のとおり選定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

公の施設の名称	真嘉部コミュニティセンター
公の施設の所在地	
再選定した法人等	
再選定した理由	

様式第5号 (第8条関係)

豊見城市複合型福祉施設指定管理者指定書

豊見城市指令第 号

様

年 月 日付けで申請のありました指定管理者の候補者の選定については、豊見城市複合型福祉施設の設置及び管理に関する条例第7条の規定により、次のとおり指定管理者に指定します。

年 月 日

豐見城市長

印

管理する施設の名称	真嘉部コミュニティセンター
管理する施設の所在地	豊見城市字根差部 375 番地 2
指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

年 月 日

豊見城市長 殿

指定管理者 郵便番号
住所
団体名
(ふりがな)
代表者氏名
電話番号

㊞

豊見城市複合型福祉施設の設置及び管理に関する条例第8条の規定により、
年度の事業について、次のとおり報告します。

1 実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 公の施設の名称

真嘉部コミュニティセンター

3 管理業務の実施状況及び利用状況

--

4 その他の収入の実績

--

5 管理に係る経費の収支状況

収 入

(単位：円)

項 目	金 額	内 訳	備 考
合 計			

支 出

(単位：円)

項 目	金 額	内 訳	備 考
合 計			

6 その他必要な事項

--

7 その他関係書類

様式第 7 号（第11条関係）

豊見城市複合型福祉施設指定管理者指定取消等命令書				
豊見城市達第 号 様 豊見城市複合型福祉施設の設置及び管理に関する条例第 9 条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。 年 月 日 豊見城市長 印				
決 定 の 内 容	☐ 指定の取消し			
	☐ 管理業務の全部停止	期 間	年 月 日から	
	☐ 管理業務の一部停止		年 月 日まで	
上記の決定を し た 理 由				
備 考				
教示 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊見城市に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊見城市を被告として（訴訟において豊見城市を代表する者は豊見城市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。				

様式第 8 号（第12条関係）

豊見城市複合型福祉施設休館日等承認申請書

年 月 日

豊見城市長 殿

指定管理者

印

豊見城市立複合型福祉施設の設置及び管理に関する条例第11条ただし書及び第12条ただし書の規定により、次のとおり申請します。

☐ 休館日の 設定 又は 変更	内容	☐ 設定	☐ 変更
		変 更 後	変 更 前
	理由		
☐ 開館時間の 変更	内容	変 更 後	変 更 前
	理由		
備 考			

（注） □のある欄は、該当する事項の□内にレ印を記入してください。